

国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(早期卒業予定者の認定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学部長は、<u>前項の規定により</u>早期卒業を予定することを認定した者(以下「早期卒業予定者」という。)には、その旨及び早期卒業の要件等を書面により通知するものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第5条 <u>学部長は、早期卒業予定者について、3年次後学期の終わりに学部で別に定める早期卒業認定基準に従い、教授会の議を経て、当該学科の課程を修了したことを認定する。</u></p> <p>(卒業の時期)</p> <p>第6条 学長が早期卒業を<u>認証</u>する時期は、3年次後学期終了時とする。</p>	<p>本則</p> <p>(早期卒業予定者の認定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学部長は、<u>前項に規定する審査の結果を受け</u>早期卒業を予定することを認定した者(以下「早期卒業予定者」という。)には、その旨及び早期卒業の要件等を書面により通知するものとする。</p> <p>(卒業の認定及び決定)</p> <p>第5条 <u>早期卒業予定者については、3年次後学期の終わりに学部で別に定める早期卒業認定基準に従い、当該学部長が当該教授会の議を経て、当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長がこれを決定する。</u></p> <p>(卒業の時期)</p> <p>第6条 学長が早期卒業を<u>決定</u>する時期は、3年次後学期終了時とする。</p>

附 則 (教規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。